

栃木市監査委員告示第13号

平成21年9月25日付をもって、請求者 中山全央氏（代表）外2名から請求のあった栃木市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条同項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成21年11月16日

栃木市監査委員 板 倉 安 秀

栃木市監査委員 大 森 良 春

栃木市職員措置請求監査結果調書

1 請求のあった日

平成 21 年 9 月 25 日

2 請求人

栃木市箱森町 5 1 番 41 号 中山全央 ほか 2 名

3 請求の要旨

日向野義幸栃木市長は、栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の合併協議会の議決及び、
本市議会の廃置分合議決が無いにもかかわらず、合併後の行政事務推進の為と称し
本年 8 月 10 日株式会社 T K C との間に住民情報システム統合事務委託契約を
133,717,500 円で随意契約した。

本年 8 月 10 日株式会社 T K C との間に住民情報システム機器購入契約を
82,230,120 円で随意仮契約した。この契約は 1 市 3 町合併協議会に引き継がれ平成
21 年 9 月 17 日 80,620,890 円に変更して随意仮契約され、平成 21 年 9 月 25 日
栃木市議会議案第 77 号として議決された。

本年 8 月 10 日株式会社 T K C との間に人事給与情報システム統合事務委託契約
を 25,788,000 円で随意契約した。

本年 8 月 10 日株式会社栃木シンコーとの間にネットワークシステム構築機器購
入を、指名競争入札を経て 81,270,000 円で仮契約した。この契約は 1 市 3 町合併協
議会に引き継がれ平成 21 年 9 月 17 日 76,941,900 円に変更して随意仮契約され、
平成 21 年 9 月 25 日栃木市議会議案第 78 号として議決された。

本年 8 月 4 日株式会社御手洗建設との間にサーバ室改修工事契約を、指名競争入札
を経て 2,257,500 円で契約した。

本年 8 月 5 日伊藤電機株式会社との間にサーバ室電気設備改修工事契約を、指名競
争入札を経て 19,215,000 円で契約した。

本年 5 月 20 日株式会社アイネスとの間に法人市民税データ抽出業務委託契約を
1,569,750 円で随意契約した。

これら一連の契約は、1 市 4 町の合併協議会の立ち上げ以前の契約であり、また 1
市 4 町合併協議会の最終議決と調印も無く、各それぞれの議会での廃置分合議決も無
いまま契約が執行され、総額 340,110,540 円の巨額に達する違法な支出である。

これらは、平成 22 年 3 月 29 日合併ありきでスタートした合併協議会の暴走当為
の証でもあり断じて許されない行為である。

協議会における財産取得は、地方自治法第 252 条の四 2 - 四で、協議会規約に規
定を設けること、となっているが、本協議会規約にはその定めも無い。

日向野市長は本契約を栃木市独自の財産取得と表明しても、これら一連のコンピュータシステムは、現在の栃木市政には不要な物であり事実上合併後の新市の財産取得である。

合併成立が法的に整わない以上、一連の合併関連契約は、不当な契約及び支出にあたる。

よってわが栃木市の財政支出に係る一連の合併関連契約と支出の無効と、その執行の停止を監査委員に求める。

尚、ネットワーク構築周辺機器入札執行は、指名競争入札、及び随意契約で執行されたが、その指名選考はきわめて杜撰なものであるから、適切な措置をこうぜられたい。(杜撰な契約の特定、議案77号案件、同78号案件)

* 請求人陳述の際、誤字脱字等、補正の申出があり一部修正した。

事実証明

資料1：議案第77号及び議案第78号

資料2：平成21年合併に伴うシステム統合契約一覧

4 請求の受理

本件請求については、平成21年10月1日にこれを受理した。

5 請求の受理の判断

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める請求の要件を備えたものと認めた。

6 監査の実施

措置請求書に記載された事項、事実を証する書面の審査、請求人の陳述及び関係職員の事情聴取を行うとともに関係書類等の調査を合わせて実施した。

(1) 監査対象事項

措置請求書の請求要旨及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

ア 合併成立が法的に整う以前に締結した電算システム統合関連契約は、不当な契約及び支出に当たるか否か。

イ 合併協議会の規約に、地方自治法第252条の4第2項第4号の規定による財産取得に関する規定を設けることなく機器購入契約を締結したことは違法であるか否か。

(2) 請求人の陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年10月14日に陳述の機会を設けた。なおその際、補強意見書が提出された。

(3) 関係職員の事情聴取

総務部総務課及び施設管理部施設管理課を対象として資料の提出を求め、平成21年10月14日に事情聴取を行った。

出席者 総務部長、総務課長、同課課長補佐、契約検査課長
施設管理部長、施設管理課長、

7 請求人及び関係職員の意見の概要

(1) 監査対象事項第1点目

(合併成立が法的に整う以前に締結した電算システム統合関連契約は、不当な契約及び支出に当たるか否か。)

ア 請求人の主張

- ・ 栃木市は、平成21年5月20日から平成21年8月10日にかけて1市4町の合併に伴う電算システム統合に係る7件の契約を締結したが、それらの契約は合併調印以前に行われたものであるから、不当な契約及び支出に当たる。

イ 関係職員の見解

- ・ 契約の事実については、一部誤りはあるが、概ね認める。
- ・ 西方町が合併協議会に加入したことにより必要となった補正予算が6月中旬に成立し、その後、設計や発注手続きを行うなど時間がない中で契約を行ったが、契約と合併協議会の関係には瑕疵がなく、不当な契約ではない。
- ・ 2件のOA機器取得については議会の議決が必要となるが、その場合、仮契約により、予め内容を確定した上で議案を出すことになっているので、仮契約を行ったことに問題はない。
- ・ 電算統合については、正式には総務大臣の協議が終わってからという考え方もあるが、総務省で示しているマニュアルでは、どの段階から準備作業に取りかかるかは、合併協議会の状況により異なるとされている。第二回目の合併協議会において基本的な事項を決定し、着手したという例が普通で、総務大臣の告示を待って行った例はないと考える。
- ・ 地方自治法や合併特例法には、総務大臣の告示がないうちに合併準備に入ってはいけないとは規定されていない。合併マニュアルなどを参考にしながら来年3月29日を目指して、確実に安全に統合できるかということを考えながら事務を進めてきた。

- ・ 来年3月29日の合併時に全ての電算システムを稼働させることが必要であるだけでなく、税については1月1日が基準日であり、それ以前にシステム統合を終わらせる必要があったため、そのための作業に要する時間を考えると、あの時期がタイムリミットであった。

(2) 監査対象事項第2点目

(合併協議会の規約に、地方自治法第252条の4第2項第4号の規定による財産取得に関する規定を設けることなく機器購入契約を締結したことは違法であるか否か。)

ア 請求人の主張

- ・ 栃木市は、平成21年5月20日から平成21年8月10日にかけて合併に伴う電算システム統合に係る7件の契約を締結したが、それらは、いずれも合併後の新市に必要なネットワーク整備やOA機器購入であり、合併前の栃木市にとっては不要なものであるから、これらの契約を締結したことは不当である。
- ・ 平成21年9月25日に栃木市議会臨時会において議決を経た議案第77号及び議案第78号は、提案理由で述べられたとおり、1市3町の合併による新市に必要な財産の取得に関するものであるが、新市は、関係自治体の廃置分合の議決、県議会の議決、総務省の承認を経て初めて行政主体として成立するのであるから、それ以前に新市としての行政財産を取得することはできない。
- ・ 議案第77号 住民情報システム及び人事・給与システムOA機器購入については、サーバ機器の購入であるから、本来、製造メーカーを対象として競争入札を行うのが当然であるが、なぜか随意契約により(株)TKCと契約し、市民に不当な負担を強いる結果となった。
- ・ 議案第78号 ネットワークシステムOA機器購入については、指名競争入札を行ったとはいえ、物品購入等業者選考委員会において公平・公正な執行がなされるよう有意義な提案があったにもかかわらず、それらを採用することなく甚だ不透明な業者選定を行い、指名10社中8社が辞退する結果となった。当初、本件が1市4町の合併に伴うOA機器購入として平成21年8月21日に開催された1市4町議会の臨時会に提出された際には、各自治体で栃木市の指名競争入札に対する批判が相次ぐなど、その指名選考はきわめて杜撰なものであった。また他の随意契約を行った契約も杜撰であった。

イ 関係職員の見解

- ・ 合併特例法の規定では、協議会は、あくまでも協議を行うことが担当事務であり、電算システム統合などの合併準備については、合併協議会の担当事務ではない。

- ・ 合併協議会は、地方自治法上、財産を持つことはできないため、O A 機器購入に当たり合併協議会が取得するという選択肢はなかった。
- ・ 随意契約したものについては、地方自治法や自治法施行令の規定に基づいた手続きを踏んでおり、問題はない。
- ・ 随意契約とした理由は、現在、委託している関係で他社に変更できないことや、関係市町のすべての委託先が同一で、これを変更する理由がないなど、正当なものである。
- ・ 指名競争入札を行ったO A 機器購入契約については、予定価格が1千万円以上のものについては6社以上で指名競争するという入札執行事務取扱要綱の規定に則り、物品購入等業者選考委員会において指名を行ったものである。
- ・ ネットワークシステムO A 機器購入については、大手メーカーに依頼することも検討したが、契約検査課と協議した結果、地元業者を指名するという考えもあり、合計10社を選考した。
- ・ 選考した10社中8社が辞退したことについては、議会でも競争性がないのではないかと指摘されたが、何社か辞退の理由を聞いてみたところ、同日に中学校で2千万円程度の契約があり、そちらに力を入れたという回答やメーカーと連携が取れなかったので辞退したなどの回答があった。

8 監査の結果

請求人が指摘した契約等については、概ね事実であったが、請求人陳述及び関係職員調査の過程において記載内容に若干の誤りがあることが明らかとなったため、合併に伴う電算システム統合関連の契約の経緯を合併協議会や議会との関係を併せて整理すると、以下のとおりとなる。

まず、平成20年12月17日に栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の1市3町で構成する栃木地区合併協議会が設置され、平成21年3月6日に西方町が加入し、1市4町の構成となった。

その後、3月30日には合併協議会において電算システム事業の調整方針を決定し、4月17日には正副会長・幹事合同会議において電算システム統合方針の決定、「電算システム統合事業に係る協定」の締結が行われ、当該協定に基づき、5月20日に法人市民税データ抽出業務委託契約を随意契約により1,569,750円で(株)アイネスと、8月4日にサーバ室改修工事請負契約を指名競争入札により2,257,500円で(株)御手洗建設と、8月5日にサーバ室電気設備改修工事請負契約を一般競争入札により19,215,000円で伊藤電機(株)と、8月10日には住民情報システム統合業務委託契約を随意契約により133,717,500円で(株)TKCと、人事・給与システム統合業務委託契約を随意契約により25,788,000円で(株)TKCと、住民情報システム及び人事・給与システムO A 機器購入仮契約を随意契約により82,230,120円で(株)TKCと、ネットワークシステムO A 機器購

入仮契約を指名競争入札により 81,270,000 円で(株)栃木シンコーとそれぞれ締結した。

8月21日には、栃木地区合併協議会を構成する1市4町において臨時議会を開催し、合併に関連する議案が7件提出されたが、まず1市4町の廃置分合に関する議案について、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町において可決されたものの西方町で否決され、8月10日に仮契約を行った住民情報システム及び人事・給与システムOA機器購入に関する議案並びにネットワークシステムOA機器購入の2件の財産取得に関する議案については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町において可決されたが、西方町では廃置分合に関する議案が否決されたことからこれを取下げ、1市4町の議会において議決を経るには至らなかった結果、8月10日に仮契約を行った2件の機器購入については無効となった。

以上が、合併に伴う電算システム統合関連の契約等の経過の概要であり、これを踏まえて次のとおり判断する。

(1) 監査対象事項第1点目

(合併成立が法的に整う以前に締結した電算システム統合関連契約は、不当な契約及び支出に当たるか否か。)

合併に関連する契約の時期については、これを指定する法令等は存在しないため、契約時期の是非を判断することは難しいが、合併を推進する総務省が、市町村合併に関する専門的な研究を行うために発足した「市町村の合併に関する研究会」が平成18年9月に「市町村合併法定協議会運営マニュアル」を発表し、これが合併に関する手引書として広く活用され、栃木市においても参考とされていることから、まず、この中から参考となる部分を抽出した。

その結果、当該マニュアルの「基本編」第6編第3章合併後の事業の項目において、「合併後しばらくは合併に伴い必要となる経費(電算システム統合経費など)の増加が見込まれます。」との記述があり、これが電算システム統合を合併後に行うものと想定しているように受け取れる一方で、同じく「実務編」第4編第24章第3節電算システム事業の項目においては、「合併市町村の例によると、システムの種類により、合併施行日に稼働できるよう予め調整を行っている場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合とがある。」と、合併以前に電算システムの統合を行った事例を容認するとも受け取れる記述もあった。

また、当該マニュアルを参考として作成された手引書も多数存在し、例えば福岡県が作成した「市町村合併なんでもQ&A新法版」においては、「電算システムの調査、設計などの立ち上がりの部分に限っては、合併協議会で委託契約をすることもできますが、具体の電算システムの整備に関しては、合併協議会ではできないため、合併日に稼働できるよう各合併関係市町村で行うこととなります。なお、電算

システムの整備は多額の経費（合併移行経費）を要するため、実際には合併協定書締結、あるいは合併の議決以降でなければ、各合併関係市町村が整備の発注を行うことは難しいと思われます。」と、さらに具体的な内容の記述が見受けられた。

これらを含め参考となり得る資料を総合すると、電算システムの統合は、市町村合併において重要な事項であるが、必ずしも合併前に行わなければならないとまではいえないことから、統合の時期については、合併後に行うことを基本としながらも、住民サービスの低下を招くことのないよう、合併時に稼働させることを想定して予め統合作業を行うことを否定するものではなく、予め統合する場合においては、多額の経費を要することから、合併協定書締結後や合併の議決後など合併の可能性が相当高まった時点で発注することが望ましいと考えることが妥当と思われる。

そこで、平成21年5月20日から平成21年8月10日までの間に行われた契約及び仮契約について検証すると、請求人が指摘するとおり、いずれも合併協定書締結や合併の議決の前に行われているが、ここで注意しなければならないのは、8月10日に仮契約を行った2件のOA機器購入の取り扱いである。

この2件は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2千万円以上の動産の買入れとして議会の議決に付さなければならない財産の取得に該当するものであり、議会に議案を提出するに当たっては、予め仮契約を行い、その仮契約の相手方、仮契約の金額等をもって議案の内容とする必要があることから、8月21日の臨時議会以前に仮契約を行うことについては問題がなく、また、8月21日の臨時議会においては、廃置分合に関する議案について採決を行った後に当該仮契約に係る議案について採決を行い、仮にいずれの議案も可決された場合は、合併の議決を経た後に契約が成立するという順序で議案を提出したことから、請求人が指摘するように合併の議決以前に契約を行ったものに該当するおそれもないため、監査対象事項第1点目については、これら2件を除き他の5件の契約を対象とした。

5件の契約のうち、まず法人市民税データ抽出業務委託契約については、現在、法人市民税プログラム提供を栃木市は(株)アイネスに、他の4町は(株)TKCに委託しているが、栃木市については5月末日のデータを抽出し、他の4町については、7月末日のデータを抽出することとなっており、業者との協議の結果、これらの時期を変更することができないことから、5月末日のデータ抽出を行うに当たり、それ以前の5月20日に契約を締結したものである。

サーバ室改修に係る契約については、システム統合に係る諸契約を行うに当たり予めサーバ室を整備しておく必要があったことから、サーバ室改修工事請負契約を8月4日、サーバ室電気設備改修工事請負契約を8月5日に締結したものであり、住民情報システム統合業務委託契約、人事・給与システム統合業務委託契約については、業者と協議して業務の履行に必要な期間を検討した結果、早急に作業を開始

する必要があったことから、8月10日に契約を締結したものである。

8月中旬に臨時議会を開催し、廃置分合について議決を経ることを想定しながら、上記のとおり、電算システム統合に係る5件の契約を廃置分合の議決以前に行ったことは事実であるが、それぞれの契約時期については、契約内容を履行するために必要な期間を確保するという合理的な理由があり、現にその理由に従った順序で契約が行われていることから、不当であるとはいえないと判断する。

合併協定書締結や合併の議決を経る以前に契約が行われたことについては、確かに理想的な流れとはいえないが、そもそもこのような経緯となった理由は、栃木地区合併協議会の設置に至るまでに不測の時間を要し、いわゆる合併新法の期限である平成22年3月末日までに合併を完了させるためには、限られた厳しいスケジュールの中で準備作業を進めなければならないという特殊な事情があったことを考慮せざるを得ず、仮に、ゆとりあるスケジュールの中で合併の準備作業を進めることができたのであれば、この点については問題とならなかったものと思われる。

(2) 監査対象事項第2点目

(地方自治法第252条の4第2項第4号の規定による財産の取得に関する規定を設けることなく合併協議会の関係市町を代表して栃木市が電算システム統合事業に係る契約を締結したことは、違法か否か。)

まず、地方自治法第252条の4第2項第4号の規定による財産の取得に関する規定を設けることが必要であったか否かであるが、地方自治法第252条の4第2項は、「普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。」と規定し、その第4号に「協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法」を掲げている。

これは、協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産を取得するのであれば、協議会規約にその方法を定めておかなければならない、つまり、協議会規約に規定を設けることにより、関係普通地方公共団体は、協議会に必要な財産を取得できる旨を定めるものである。

そこで、「協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産」に本件OA機器が該当するか否かについて検証を行うと、「協議会の担任する事務」との関連がポイントとなるが、「協議会の担任する事務」とは、一般的には地方自治法第252条の2第1項の規定により「普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成する」ことであり、合併協議会に限るならば、市町村の合併の特例等に関する法律第3条の規定により

「合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画(以下「合併市町村基本計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う」ことと捉えることができる。

そこで住民情報システム及び人事・給与システムＯＡ機器並びにネットワークシステムＯＡ機器の購入が「合併市町村基本計画の作成」「その他市町村の合併に関する協議」のいずれに該当するかを考えると、「合併市町村基本計画の作成」に該当しないことは明らかであり、一見すると「その他市町村の合併に関する協議」にも該当しないように見えるが、栃木地区合併協議会の協定項目２５－２に「電算システムについて」という項目が掲げられ、平成２１年３月３０日に当協議会において当該協定項目の調整方針が決定されたことを受けて４月１７日に正副会長・幹事合同会議において電算システム統合方針の決定、電算システム統合事業に係る協定締結を行い、その協定に基づいて一連の契約が締結されたことは、関係課職員も認めるところであるから、ＯＡ機器購入と「その他市町村の合併に関する協議」が無関係であるとはいえない。

しかし、「その他市町村の合併に関する協議」にＯＡ機器購入が含まれるか否かについては直ちに断定し難く、両者に密接な関連は認められるものの、包含関係にあるというより、むしろ「その他市町村の合併に関する協議」の延長上にＯＡ機器購入があると捉える方が妥当であると考えられる。

したがって、電算システム統合に係る２件のＯＡ機器購入は、協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得ということではできず、よって合併協議会の規約に、地方自治法第２５２条の４第２項第４号の規定による財産の取得に関する規定を設けることは必要でなかったと判断する。

また、地方自治法の逐条解説によると、協議会は法人格を有しない普通地方公共団体の共同執務組織であるから固有の財産を有しないのが原則であるとしながら、協議会が財産を取得することを認めざるを得ない場合もあるとしており、その範囲については関係普通地方公共団体の長が協議して定めるものを除く等の措置により、なるべく限定すべきものであって、主として事務用品や消耗品等の取得とすべきであるとしていることから、本件のように高額なＯＡ機器は、協議会の財産取得の対象にはなじまないと考えられる。

次に、合併協議会の関係市町を代表して栃木市が電算システム統合事業に係る契約を締結したことは、違法か否かについてであるが、当該契約は、平成２１年４月１７日に締結した「電算システム統合事業に係る協定書」第４条第１項の「統合事業については、関係市町を代表して栃木市が業者との契約を締結する」という規定に従ったものであり、契約を行った栃木市がこれを逸脱したとは認められず、また、他の４町の分を含めて栃木市が代表として契約することを禁止する法令もないことから、これが直ちに違法であるとはいえない。

電算システム統合関連の契約については、栃木地区合併協議会のように関係市町村の代表が契約する事例も少なからず見受けられ、リスク配分や契約当事者の適格性などの問題から関係市町村で分割して契約する方法、合併協議会に予算を組んでその予算で初期段階は契約し、その後は代表市町村が契約又は関係市町村で分割して契約する方法などがいくつかの選択肢が考えられるが、法令やガイドラインなど基準となるものがなく、どのような方法を選択するかについては、それぞれの判断に委ねられているのが実情である。

栃木地区合併協議会としては、限られた選択肢の中で、栃木市が代表として契約する方法を選択したわけであるが、関係市町の中で栃木市が唯一の市であること、栃木市が他の4町と比較して面積・人口・財政力などあらゆる面で規模が大きいこと、栃木市長が合併協議会会長の職に就いていることなどを考え合わせると栃木市が代表となることについて不自然な点はなく、仮に他のいずれかの町が代表となった場合は、その町を代表とする何らかの特別な事情が存在したのではないかという不自然な印象を持たざるを得ない。

次に、他の契約方法と比較してみると、契約を関係市町で分割し、各々で締結する方法については、リスク配分の観点から有効で、特に同規模自治体同士の合併においては選択する意義があると考えられるが、上記のとおり栃木市は他の4町よりあらゆる面で規模が大きいため、契約を1本化することによる効率性、予め費用負担を定めたことによるリスク回避といった点を踏まえると、契約を分割する必要性が高いとはいえず、また、合併協議会で予算を組んでその予算で初期段階は契約し、その後は代表市町村が契約又は関係市町村で分割して契約する方法についても、技巧的で苦心の跡が見られる方法であるが、前述のとおり、電算システム統合関連契約を協議会の事務と認めることはできないこと、契約当事者が合併協議会から代表市町村又は関係市町村に移行することについて合理的理由が見当たらないことから、この方法が栃木市を代表として契約する方法より優れているとはいえず、したがって、栃木地区合併協議会の関係市町において、選択すべきより妥当な契約方法があったということもできない。

以上のことから、関係市町を代表して栃木市が契約を締結したことが違法又は不当であったと断定することはできない。

なお、請求人は、契約方法及び業者選考が杜撰であった旨指摘するが、随意契約を行ったものについては、地方自治法や同法施行令の規定に基づいた手続きを踏んでおり、随意契約とした理由についても、現在委託している関係から、これを他社に変更すると過大な費用や時間を要することや、関係市町の委託先が同一業者で、他社に変更する理由がないことなど、正当な理由が認められるものである。

随意契約により(株)TKCと住民情報システム及び人事・給与システムOA機器購入契約を締結したことについては、同社のシステムを導入するに当たり他社の機

器では動作の保障ができないという理由によるものであり、これも妥当なものとは判断する。

指名競争入札を行ったネットワークシステムO A機器購入契約については、予定価格が1千万円以上のものについては6社以上で指名競争するという入札執行事務取扱要綱の規定に則ったもので、地元業者に対する配慮もあって市内業者8社を含む10社を物品購入等業者選考委員会において指名したところであるが、業者側の事情により10社中8社が辞退する結果となったものであり、当初から競争性を排除しようという意図があったとは考えにくいことから、8社が辞退したという事実のみをもって当該契約が不当であったと断定することはできない。

したがって、契約方法及び業者選考が杜撰であったという請求人の指摘についても、それを裏付ける理由が見当たらないものと判断する。

9 結論

監査を行った結果、合併に伴う電算システム統合関連契約に関する請求人の主張には理由がなく、請求人の請求を棄却することとした。

なお、本判断は監査委員の合議によるものである。

10 意見

本措置請求については、合併に向けた特殊な状況下において発生した問題であり、栃木市のみで是非を論じるのが難しいこと、契約の方法、時期等について法的に整備されていないことなどから請求を棄却するとの判断となったが、市民協働のまちづくりを推進している市としては、合併という市民にとって特に重要な問題を推進するに当たっては、情報を積極的に提供し、市民の理解が得られるよう努めるとともに、契約に当たっても、市民の誤解を招くことのないよう、公正かつ適正な手段、手続きを確保し、説明責任を果たすことができるよう、慎重な対応を求める。

栃木市市長措置請求書

1、請求の要旨

日向野義幸栃木市長は、栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の合併協議会の議決及び、当市議会の配置分合議決が無いのにもかかわらず、合併後の行政事務推進の為と称し

本年 8 月 10 日株式会社 TKC との間に住民情報システム統合事務委託契約を 133.717.500 円で随意契約した。

本年 8 月 10 日株式会社 TKC との間に住民情報システム機器購入契約を 80.620.890 円で随意契約した。

本年 8 月 10 日株式会社 TKC との間に人事給与情報システム統合事務委託契約を 25.788.000 円で随意契約した。

本年 8 月 10 日株式会社シンコーとの間にネットワークシステム構築機器購入を、指名競争入札を経て 76.941.900 円で随意契約した。

本年 8 月 4 日株式会社御手洗建設との間にサイバー室改修工事契約を、指名競争入札を経て 2.257.500 円で契約した。

本年 8 月 5 日株式会社伊藤電気との間にサイバー室電気設備改修工事契約を、指名競争入札を経て 19.215.000 円で契約した。

本年 5 月 20 日株式会社アイネスとの間に法人市民税データ抽出業務委託契約を 1.569.750 円で随意契約した。

これら一連の契約は、1 市 3 町の合併協議会の立ち上げ以前契約であり、また 1 市 3 町合併協機会の最終議決と調印も無く、各それぞれの議会での配置分合決議も無いまま契約が執行され、総額 340.110.540 円の巨額達する違法な支出契約である。

これらは平成 22 年 3 月 28 日合併ありきでスタートした合併協議会の暴走当為の証でもあり断じて許されない行為である。

協議会における財産取得は、地方自治法第 252 条の四 2—四で、

協議会規約に規定を設けること、となっているが、本協議会規約にはその定めも無い。

日向野市長は本契約を栃木市独自の財産取得と表明しても、これら一連のコンピューターシステムは、現在の栃木市政には不要な物であり事実上合併後の新市の財産取得である。合併成立が法的に整わない以上、一連の合併関連契約は、不当な契約及び支出にあたる。よってわが栃木市の財政支出に係る一連の合併関連契約と支出の無効と、その執行の停止を監査委員会に求める。

尚、ネットワーク構築周辺機器入札執行は、指名競争入札が執行されたが、その指名選考はきわめて杜撰なものである。

2、請求人

住所、栃木市	箱森町 51-41	獣医師
氏名	中山 金夫	
住所、栃木市	万町 5-2	自営業
氏名	柿沼 寛	
住所、栃木市	片柳町 5-10-7	無職
氏名	大本 武男	

上記のとおり地方自治法 242 条 1 項の規定により別紙事実証明を添えて必要な措置を請求します。

平成 21 年 9 月 25 日

栃木市監査委員
同

板倉 安秀 殿
大森 良春 殿



資料 (証拠)

平成21年 9月25日 提出

1. 議案第179号 及び 議案第180号

2. 平成21年 合併協議システム統合
契約一覧

平成 2 1 年 9 月
平成 2 1 年 第 6 回 栃 木 市 議 会 臨 時 会
議 案 書 及 び 議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号

件

名

議案第77号 財産の取得について 1

議案第78号 財産の取得について 4

財産の取得について

住民情報システム及び人事・給与システムOA機器として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成21年9月25日提出

栃木市長 日向野 義幸

- 1 財産の表示 住民情報システム及び人事・給与システムOA機器
一式
(内訳 サーバ14台、ネットワーク機器4台)
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 80,620,890円
- 4 取得相手 株式会社TKC
栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
代表取締役副社長
地方公共団体事業部長 角 一幸

財産の取得について

提案理由

1市3町の合併に伴い、住民情報システム及び人事・給与システムを統合するに当たり、必要なコンピュータ機器を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければ

ならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について

ネットワークシステム機器として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成21年9月25日提出

栃木市長 日向野義幸

- 1 財産の表示 ネットワークシステム機器 一式
(内訳 サーバ14台、ネットワーク機器244台)
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 76,941,900円
- 4 取得相手 株式会社栃木シンコー
栃木県栃木市大宮町2628番地7
代表取締役 金子 正二

財産の取得について

ネットワークシステム機器として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成21年9月25日提出

栃木市長 日向野義幸

- 1 財産の表示 ネットワークシステム機器 一式
(内訳 サーバ14台、ネットワーク機器244台)
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 76,941,900円
- 4 取得相手 株式会社栃木シンコー
栃木県栃木市大宮町2628番地7
代表取締役 金子 正二

(総務課)

議案第78号

財産の取得について

提案理由

1市3町の合併に伴い、ネットワークシステムを統合するに当たり、必要なコンピュータ機器を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第77号と同じ。



平成21年度 合併に伴うシステム統合関係契約一覧

上段: 議
下段: 実

写: 4町へ移し送付済
プロポ
選考委員会 契約
(3回目)

No.	業務内容	予算科目	選定方法	業者	担当課	予算額 (千円)	6月 補正	8月臨 時議会	施行期	依頼 入札	契約額	作業完了/ 機器納入時期	No.
1	住民情報システム(TASK) 統合業務	13 委託料	一社随契	TKC	総務課	139,745			6月1日			(H22.3月)	1
2	住民情報システム(TASK) 機器購入	18 備品購入費	一社随契	TKC	総務課	83,609		○	6月1日			(10.11~12)	2
3	住民情報システム(TASK) 機器保守	13 委託料	一社随契	TKC	総務課	2,153							3
4	法人市民税データ抽出業務	13 委託料	一社随契	アイネス	総務課	1,691							4
5	人事・給与システム(TASK) 統合業務	13 委託料	一社随契	TKC	総務課	25,788	○		6月11日			(H22.3月)	5
6	内部情報系システム統合業務	13 委託料	プロポーザル	日立 TKC	総務課	49,098	○		6月5日			(8月) (予算10月) (執行H22.3月)	6
7	内部情報系システム機器購入	18 備品購入費	プロポーザル	内田洋行	総務課	23,909			6月5日			(8月) (9月末)	7
8	サーバ室改修工事	15 工事請負費	指名競争入札	御手洗建設	施設管理課	2,499						(10月 日)	8
9	サーバ室電気設備改修工事	15 工事請負費	一般競争入札	伊藤電機	総務課	48,753 22,800	○		7月3日	24日 7月30日		(10月 日)	9
10	広域WAN回線工事	15 工事請負費	プロポーザル	NTT KDDI ケーブルテレビ	総務課	48,510	○		6月5日			(8月) (幹線9月末) (支線H22.2月末)	10
11	広域WAN回線使用	12 役務費			総務課	9,431	○					(幹線9月) (支線H22.1)	11
12	ネットワークシステム構築機器購入	18 備品購入費	指名競争入札	栃木ソー	総務課	90,615	○	○	7月3日	24日 7月30日		(本9月) (H22.3月)	12
13	庁舎内LAN改修工事	15 工事請負費	一般競争入札		総務課	51,555 47,508	○		(9月上)	8日 (10月29日)		(10月) (H22.3月)	13
14	ネットワーク接続機器設定変更業務	13 委託料	分割発注		総務課	16,800	○		(?月?日)	(?月?日)		(H22.1月) (H22.3月)	14
15	パソコン購入	18 備品購入費	指名競争入札		総務課	15,750	○					(19月) (2H22.2月)	15
16	戸籍システム統合業務	13 委託料		TKC	市民生活課	102,110	○		6月9日			(8月上旬)	16
16	戸籍システム統合業務 (データ抽出)	13 委託料	プロポーザル	富士通 富士ゼ ロックス	市民生活課							(8月上旬)	16
17	戸籍システム機器購入	18 備品購入費			市民生活課	16,540	○		6月9日			(8月上旬)	17
18	建築確認支援システム統合	13 委託料			建築住	304							18
19	ホームページ作成システム	13 委託料			企画課	14,330							19
20	生活保護システム統合業務	13 委託料			福祉	2,310							20
21	後期高齢医療システム統合	13 委託料			保険年	840							21
22	防災行政無線システム実施	13 委託料			総務課	9,923	○						22
23	認定ソフト2006	13 委託料			高齢福	1,008	○						23
24	地域包括支援センターシステム	13 委託料			高齢福	13,577							24
合計						740,848							
合計						740848							

凡例

- 完了
- 役務費
- 委託料
- 工事請負費
- 備品購入費